

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」

東京都では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月7日から5月25日までの緊急事態措置期間において、都の要請等に応じ、店舗・施設の使用停止等に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金（第2回）を支給することになりました。

あきる野商工会が運営している

『あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta（ビスタ）』にて

【完全予約制】で相談を実施しております。※申請書の「専門家による事前確認」が受けられます。

住所：あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア2階 電話番号：042-518-7778

■お問い合わせ

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時～19時（土日祝日を含む毎日） 電話番号 03-5388-0567

■支給額

50万円（2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組む事業者は100万円）

■対象要件

- 「東京都における緊急事態措置等」により、休止又は営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主及びNPO法人等。休止要請等の対象となる店舗・施設については、東京都総務局ホームページに掲載しています。※問い合わせ先 電話番号 03-5388-0567
- 令和2年5月7日から5月25日までの緊急事態措置期間中に休業等の要請に全面的にご協力いただいた中小企業、個人事業主及びNPO法人等。

■申請手続・受付期間

募集要項公表、受付開始：6月17日 受付期間：6月17日～7月17日（第1回は6月15日まで）

■申請方法

1. 専用ホームページからWEBを通じて申請できます。
*6月17日より、WEB申請サイト（第2回専用）を立ち上げます。
2. 郵送又は持参
*6月17日より、送付先が決定いたします。

■申請に必要な書類【今回が初めての申請の方】 *予定

- ①協力金申請書【指定様式】 *法人にあつては「法人番号」を記入
- ②営業実態が確認できる書類 例：受付印のある直近の確定申告書写し など
- ③業種に係る営業に必要な許可を取得していることが分かる書類写し *必要な業種のみ
- ④休業等の状況が確認できる書類写し
例：休業期間や営業時間の短縮などを告知するホームページ・店頭ポスター・チラシ・DM
- ⑤誓約書【指定様式】
- ⑥本人確認書類の写し 例：代表の運転免許証、保険証等の書類
- ⑦口座振替依頼書【指定様式】

第1回で申請し、支給決定通知に記載の「申込番号」をお持ちで、かつ、申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、上記のうち、①協力金申請書、④休業等の状況が確認できる書類写し、⑤誓約書をご用意ください。*予定（あくまでも予定でありますので、改めて変更される場合もございます。）

*指定様式はウェブ上に掲載されますが、あきる野商工会でもご用意いたします。

よくあるお問い合わせ

○営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

[東京都防災ホームページ](#)をご覧ください。※問い合わせ先 電話番号：03-5388-0567

○飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

夜 22 時まで営業していた店舗が、夜 20 時までの営業に短縮するなど、朝 5 時から夜 20 時までの営業に短縮した場合に対象となります。この場合に、朝 5 時から夜 20 時までの営業を終日休業した場合も対象となります。

○飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

店内飲食の営業時間を短縮し、夜 20 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても対象となります。

○休業をお願いしている商業施設のうち、100 m²未満の広さの場合は営業可能となっていますが、休業した場合には支給対象となりますか？

生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100 m²未満であっても、休業した場合は対象となります。

○生活必需品を取扱う施設とは具体的に何ですか？

[東京都防災ホームページ](#)をご覧ください。※問い合わせ先 電話番号：03-5388-0567

○施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

○まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

緊急事態措置期間開始より前（2020 年 4 月 10 日以前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

○休止要請を受けていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

都の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

○誰がこの協力金を受け取れるのですか？

今回延長された「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主及び NPO 法人等が、休業の要請等に全面的な協力をいただいた場合に受け取れます。

○5 月 7 日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？

令和 2 年 5 月 7 日(木)から 5 月 25 日(月)までの緊急事態措置期間中において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただく必要があります。

○第 1 回の協力金を受給しましたが、第 2 回も申請できるのですか？

この協力金はそれぞれの期間に応じて設定していますので、対象の期間において休業の要請等に全面的に協力いただいている場合には、第 2 回目も受け取ることができます。

○申請には、第 1 回のおときと同じ添付書類が必要でしょうか？

今回申請する店舗・施設が第 1 回と同じ方については、提出書類を簡素化する予定です。

○第 1 回の申請と第 2 回の申請を一緒に提出することはできますか？

第 1 回の申請受付期間は、6 月 15 日(月)まで（当日消印有効）です。第 2 回の受付開始は 6 月 17 日(水)からとなっているため、一緒に提出することはできません。